

えっ?!

“特例承継計画”ってなに??

特例承継計画は、
中小企業の非上場株式等に係る
贈与税・相続税の
納税猶予を
受けるために必要です!!

特例承継計画の提出期限は

2026年(令和8年)
3/31まで!!



し、知らなかった!
急がないと!!

事業承継税制(特例措置)の
適用要件・手続きの流れなど気になることを解決!!
これを見れば、不安がきっとなくなります!!

詳しくは、
中面を
ご覧ください。

お早めの準備を!!

まずは2026年(令和8年)3

① 「事業承継税制」とは？

中小企業の後継者が、非上場株式等を先代経営者から贈与または相続により取得し、都道府県知事の認定を受けた場合、本来納付すべき贈与税・相続税のうち、取得した非上場株式等に係る部分について、納税が猶予される制度です。平成30年度税制改正では、これまでの措置(以下、「一般措置」)より、要件等が緩和された「特例措置」が期間限定で創設されました!

② 一般措置と「特例措置」

一般措置

- 対象株式数の3分の2が上限
- 相続税の納税猶予割合は80%
- 認定後、5年間で平均8割以上の雇用維持が必要。できなければ納税猶予打ち切り

④ 提出する「特例承継計画」ってなに？

特例措置を受けるために必要な“エントリーシート”のようなものです。

下記①から③の3点を検討し、経営承継円滑化法で規定する「様式第21」に記載してください。

- ① 後継者(最大3人まで)
- ② 非上場株式の承継時期
- ③ 承継時期までの経営課題・承継後5年間の経営計画について

そして、その内容について認定経営革新等支援機関※に指導・助言を受けてください。

例



- ① 後継者を決める(最大3人まで)
→「長男」
- ② 非上場株式の承継時期
→「令和6年10月から令和7年10月まで」
- ③ 承継時期までの経営課題
→「取引先への顔つなぎや、若手従業員の減少」など
承継後5年間の経営計画
→「工場の新設、新規採用を積極的に行う」など

! 認定経営革新等支援機関※に指導・助言を受ける
※認定経営革新等支援機関とは、国が認定した、専門的知識や実務経験を有する支援機関等(税理士をはじめとする士業、金融機関、商工会・商工会議所など)

3/31までに「特例承継計画」を提出しましょう

「特例承継計画」は、ここが違います！

「特例措置」(※特例承継計画の提出が必須)

- 対象株式数の上限を撤廃
- 相続税の納税猶予割合を100%に拡大
- 認定後、5年間で平均8割以上の雇用維持が未達成でも納税猶予を持続可能

③「特例措置」の適用を受けるためには？

- ① 2026年(令和8年)3月31日までに、「特例承継計画」を作成し、本店のある都道府県にご提出ください。
- ② 2027年(令和9年)12月31日までに贈与の実行および相続が開始した場合のみ、適用対象となり、贈与または相続後、提出期間内に「認定申請」を行う必要があります。

⑤「特例措置」の認定を受けるための「主な要件」



会社

- ・中小企業者であること
- ・従業員が1人以上いること(資産管理型会社は5人以上いること)等



先代経営者

代表者であったいずれかの時および、贈与・相続の直前において、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、その中で最も多くの議決権を有している(後継者を除く)こと



後継者

贈与時・相続時において、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、その中で最も多くの議決権を有していること
[贈与] 贈与日において3年間継続して役員をしており、代表権を得ていること等
[相続] 相続開始の直前において役員であり、相続開始の5か月以内に代表権を得ていること等

⑥ 事業承継税制(特例措置) 主な手続きの流れ

特例承継計画の提出

都道府県へ
2026年(令和8年)
3/31までに提出

贈与の
実行
・
相続の
開始

2027年(令和9年)
12/31までに
発生したもの

認定申請書の提出

都道府県へ下記期間内に提出
[贈与]贈与年の
10/15から翌年1/15まで
[相続]相続開始の
5か月後から8か月以内

税務署へ
納税申告

5年間の年次報告

都道府県へ1年に1回
年次報告書を提出
(要件を満たしていれば
納税猶予を継続)

3年に1回
税務署へ報告

提出についてのお問い合わせは
大阪府 商工労働部
中小企業支援室 経営支援課
経営支援グループへ

TEL: 06-6210-9490 様式等は大阪府ホームページからダウンロードください。
URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keieisyokeienkatuka/index.html>
※担当者不在の場合がありますので、対面相談はご予約の上、ご来庁ください。



〈 特例承継計画提出時のチェックシート 〉

特例承継計画を作成して、大阪府に提出する際には、チェックシートをご活用ください。

様式第21・確認申請書(特例承継計画)2部

※経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた確認申請書(特例承継計画)を提出してください。
※円滑化法の改正に伴い、押印不要になりました。

履歴事項全部証明書

申請会社の履歴事項全部証明書の原本(確認申請日(特例承継計画提出日)の前3か月以内に取得したもの)
※特例代表者がすでに代表者を退任している場合で、「過去に代表者であった旨の記載」が
履歴事項全部証明書にない場合は、併せてその旨の記載がある閉鎖事項証明書を添付してください。

返信用レターパック

大阪府から確認書を交付する際に使用します。

〈 提出先 〉

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 咲洲庁舎25階
大阪府 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 経営支援グループ 事業承継税制担当者 宛て

事業承継に関するご相談は、下記へ

税務に関するご相談
お近くの税理士へ

事業承継税制の確認・認定申請など、
税務に関するご相談は、お近くの税理士までご相談ください。

訪問および窓口でのご相談
府内の商工会・
商工会議所、
大阪府商工会連合会

経営指導員による訪問相談や窓口相談を実施しております。
また、各地で事業承継セミナーを開催しております。
お近くの商工会・商工会議所等にお問合せください。

府内商工会・商工会議所一覧

URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/scicci/index.html>



経営全般に関するご相談
大阪府
よろず支援拠点

国が各都道府県に設置した無料の経営相談所で、中小企業診断士等の資格を有するコーディネーター陣が、様々なご相談を伺い、適切な解決方法をご提案します。

〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 TEL:06-4708-7045

大阪産業創造館2階 公益財団法人 大阪産業局内

URL: <https://www.yorozu-osaka.jp/>

事業承継全般に関するご相談
大阪府事業承継・
引継ぎ支援センター

親族内承継、従業員承継、第三者承継について、
総合的に支援いたします。

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8

TEL:06-6944-6257



よし!
相談から
はじめよう!!

参考（経済産業省資料抜粋）

令和7年度（2025年度） 経済産業関係 税制改正について

令和6年12月
経済産業省

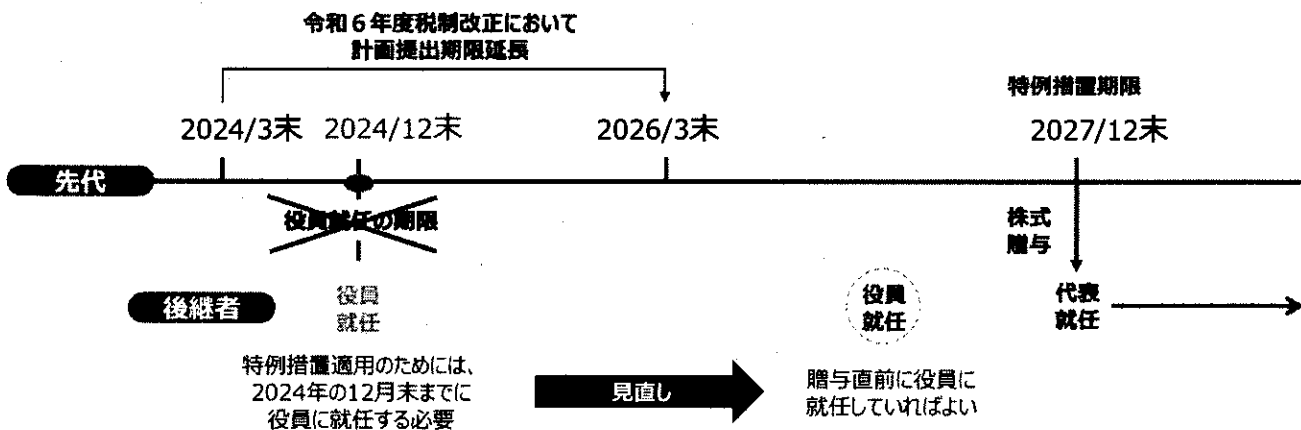
法人版・個人版事業承継税制における役員就任要件等の見直し（相続税・贈与税）

見直し

- 事業承継税制の特例措置期限までの間に、同税制の最大限の活用を図る観点から、「事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に後継者が役員（取締役、監査役又は会計参与）に就任後3年以上経過している必要がある」という役員就任期間の特例措置に際して見直しを実施。
- 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

改正概要

【適用期限：法人版：令和9年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】



※ 個人版事業承継税制については、2028/12末までの適用期限の3年前となる2025/12末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

事業承継に必要な資金

『事業承継における 融資・保証制度』

株式や事業用資産を
買い取りたい。

仕入先や取引先金融機関の
支払の条件が厳しくなった。

経営者保証が付いている融資を、
経営者保証が不要な融資に
借り換えたい。

事業承継の際に必要な各種の資金に
ついて、融資や信用保証を活用するこ
とができます！

1. 経営承継円滑化法における金融支援（融資と信用保証）

事業承継の際には様々な資金が必要となることがあります。「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法）は、都道府県知事の認定を受けることを前提に、融資と信用保証の特例によりこれを支援します。

（1）融資

経営承継円滑化法に基づく認定後、個人（※1）の方は、日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の融資制度を利用することができます。融資の条件（※2）については、最寄りの支店までお問い合わせください。

（2）信用保証

経営承継円滑化法に基づく認定後、中小企業者（※3）又は個人（※1）の方が、金融機関から資金を借り入れる場合には、原則として信用保証協会の通常の保証枠とは別枠（※4）が用意されています。

| 通常枠 | 別枠 |
|------------------|-----------|
| 普通保険【2億円】 | +2億円 |
| 無担保保険【8000万円】 | +8000万円 |
| （特別小口保険【2000万円】） | （+2000万円） |

- ※1 類型に応じて、会社の代表者、事業を営んでいない個人を言います。
- ※2 例えば、日本政策金融公庫（中小企業事業）の場合、融資限度額は14億4000万円、融資利率は信用リスク等に応じて所定の利率が適用されます。
- ※3 中小企業者には、会社及び個人事業主が含まれます。
- ※4 会社の代表者、事業を営んでいない個人には、本特例により通常の保証枠が用意されます。

2. 経営承継円滑化法に基づく認定手続

事業承継に伴い、上記の融資や信用保証を受けるためには、都道府県知事の認定を受ける必要があります。中小企業庁が公表している申請マニュアルをご確認の上、各都道府県の担当課（3ページご参照）に申請書をご提出ください。

なお、都道府県知事の認定とは別に、金融機関や信用保証協会による審査がありますので、ご了承ください。

3. 類型ごとの整理

経営承継円滑化法における金融支援は、大きく分けて以下の3つの類型に分類されます。

| | 必要となる 資金の類型 | 支援の 対象者 | 支援形態 | |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | | | 融資 | 信用 保証 |
| 1 | <p><u>経営を承継した後に必要となる資金</u></p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者が自社の株式や事業用資産を買い取るための資金 ・後継者が相続や贈与によって自社の株式や事業用資産を取得した場合の相続税・贈与税の納税資金 ・仕入先の取引条件や取引先金融機関の借入条件が厳しくなったことにより必要となる資金(※) <p>(※)信用保証のみ</p> <p>等</p> | <p>中小企業者</p> <p>中小企業者の代表者 [会社]</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> |
| 2 | <p><u>これから他の中小企業者の経営を承継するにあたり必要となる資金</u></p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからM&Aにより他社の株式や事業用資産を買い取るための資金 <p>等</p> <p>【2018年7月新設】</p> | <p>(これから他の中小企業者の経営を承継しようとする) 中小企業者</p> <p>(これから他の中小企業者の経営を承継しようとする) 事業を営んでいない個人</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> |
| 3 | <p><u>認定日から経営の承継の日までの間に、現経営者の保証が付されている借入れを借り換えるための資金(経営者保証は不要)</u></p> <p>【2020年10月新設】</p> | <p>中小企業者 [会社]</p> | <p>○</p> | <p>○</p> |

いずれの類型に該当するか判断しかねる場合や、申請書の記載方法について不明点がある場合などには、各都道府県の担当課（3ページご参照）にお問い合わせください。

なお、上記のほか、中小企業者（認定を受けた個人である中小企業者を含む。）に対する融資制度もございますので、詳細につきましては日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の最寄りの支店までお問い合わせください。

認定・申請等に関する窓口について

金融支援の前提となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法）に基づく認定に係る申請書の提出に関する窓口は、申請者である中小企業者の主たる事務所の所在地（事業を営んでいない個人の場合は住所地）の都道府県です。

<各都道府県のお問合せ先>

2024年6月1日現在

| | | | | | |
|------|---------------------------------------------|--------------|------|---------------------------------|--------------|
| 北海道 | 経済部地域経済局 中小企業課 | 011-206-0494 | 滋賀県 | 商工観光労働部 中小企業支援課 | 077-528-3732 |
| 青森県 | 経済産業部企業立地・創出課 創業・起業支援グループ | 017-734-9374 | 京都府 | 商工労働観光部 中小企業総合支援課 | 075-414-4868 |
| 岩手県 | 商工労働観光部 経営支援課 | 019-629-5544 | 大阪府 | 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 | 06-6210-9490 |
| 宮城県 | 経済商工観光部 中小企業支援室 | 022-211-2742 | 兵庫県 | 産業労働部 地域経済課 | 078-362-3313 |
| 秋田県 | 産業労働部 産業政策課 | 018-860-2215 | 奈良県 | 産業部経営支援課 | 0742-27-8131 |
| 山形県 | 産業労働部 産業創造振興課スタート アップ推進室 | 023-630-2708 | 和歌山県 | 商工労働部商工労働政策局 商工振興課 | 073-441-2740 |
| 福島県 | 商工労働部 経営金融課 | 024-521-7288 | 鳥取県 | 商工労働部 企業支援課 | 0857-26-7453 |
| 茨城県 | 産業戦略部 中小企業課 | 029-301-3560 | 島根県 | 商工労働部 中小企業課 | 0852-22-5287 |
| 栃木県 | 産業労働観光部 経営支援課 | 028-623-3181 | 岡山県 | 産業労働部 経営支援課 | 086-226-7353 |
| 群馬県 | 産業経済部 経営支援課 経営・事業承継支援係 | 027-226-3339 | 広島県 | 商工労働局 イノベーション推進チーム | 082-513-3355 |
| 埼玉県 | 産業労働部 産業支援課 | 048-830-3910 | 山口県 | 産業労働部 経営金融課 | 083-933-3180 |
| 千葉県 | 商工労働部 経営支援課 金融支援室 | 043-223-2707 | 徳島県 | 経済産業部経済産業政策課 | 088-621-2322 |
| 東京都 | 産業労働局 金融部 金融課 金融担当 | 03-5320-4879 | 香川県 | 商工労働部 経営支援課 | 087-832-3345 |
| 神奈川県 | 産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション) | 046-235-5620 | 愛媛県 | 経済労働部 産業支援局経営支援課 | 089-912-2480 |
| 新潟県 | 産業労働部 地域産業振興課 金融係 | 025-280-5240 | 高知県 | 商工労働部 経営支援課 | 088-823-9697 |
| 富山県 | 商工労働部 地域産業支援課 | 076-444-3248 | 福岡県 | 商工部 中小企業振興課 | 092-643-3424 |
| 石川県 | 商工労働部 経営支援課 | 076-225-1522 | 佐賀県 | 佐賀県産業労働部産業政策課 | 0952-25-7585 |
| 山梨県 | 産業政策部産業振興課金融担当 | 055-223-1537 | 長崎県 | 産業労働部 経営支援課 | 095-895-2651 |
| 長野県 | 産業労働部 経営・創業支援課 | 026-235-7194 | 熊本県 | 【製造業以外】商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課 | 096-333-2316 |
| 岐阜県 | 商工労働部 産業イノベーション推進課 | 058-272-8389 | | 【製造業】商工観光労働部 新産業振興局 産業支援課 | 096-333-2319 |
| 静岡県 | 経済産業部 商工業局 経営支援課 | 054-221-2807 | 大分県 | 商工観光労働部 経営創造・金融課 | 097-506-3226 |
| 愛知県 | 経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 | 052-954-6332 | 宮崎県 | 商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室 | 0985-26-7097 |
| 三重県 | 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 | 059-224-2447 | 鹿児島県 | 商工労働水産部 中小企業支援課 | 099-286-2944 |
| 福井県 | 【建設業、商業、サービス業等】 産業労働部 経営改革課 | 0776-20-0367 | 沖縄県 | 商工労働部 中小企業支援課 | 098-866-2343 |
| | 【製造業等】 産業労働部 産業技術課 | 0776-20-0370 | | | |

○ 金融支援の認定について申請される際には、中小企業庁ホームページをご覧ください。
【 https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm 】